**平成２８年（フ）第２９９号**
静岡県浜松市浜北区染地台６丁目９番21号シティハイツユタカ２―106号
債務者　宮本　佳明
1　決定年月日時　平成28年８月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月７日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２８年（フ）第５７７９号**
東京都江東区大島４丁目１―６―1322
債務者　茂木　昌克
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第５７８０号**
東京都中野区新井１丁目23―９―201
債務者　矢崎　竜太
1　決定年月日時　平成28年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第５７８６号**
東京都新宿区下落合１丁目11―５―305
債務者　小林　幸子
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第５７８９号**
東京都大田区矢口３丁目21―１―305
債務者　山本　由貴
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第５７９０号**
東京都豊島区東池袋２丁目10―７―302
債務者　佐々木喜久子
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第５７９１号**
東京都足立区扇１丁目26―２―615
債務者　安藤　純子
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第５７９２号**
千葉県千葉市美浜区打瀬１丁目６―４
ファーストウイングＢ―1201
債務者　金田久仁彦
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第５７９７号**
東京都日野市大字日野1111―１　ニューロシティＤ―1304
債務者　神田　知子
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第５８０１号**
東京都豊島区長崎２丁目29―７―203
債務者　吉岡千鶴子
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第５８０２号**
東京都江戸川区中央４丁目16―28―504
債務者　飯田多佳男
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第５８０４号**
東京都八王子市裏高尾町957　浅川ホーム
債務者　小沼　正則
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第５８０６号**
東京都葛飾区東四つ木４丁目２―15―302
債務者　霞　　孝一
1　決定年月日時　平成28年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第５８１０号**
東京都世田谷区上北沢４丁目７―２
債務者　松原　　誠
1　決定年月日時　平成28年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第５８１１号**
埼玉県戸田市大字新曽357―301、住民票上の住所埼玉県新座市野火止４丁目１―15―1002
債務者　常井　光一
1　決定年月日時　平成28年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部